

## 伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、伝統的工芸品産業に従事することへの理解促進を図るため、県内製造業者の工房への就労体験に係る経費について、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付に関して、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 組合等 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。）第2条第3項または長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和57年5月13日付57工第30号。以下「県要綱」という。）第5に基づき指定を申し出た事業協同組合等及び団体をいう。
- (2) 製造業者 伝産法第2条第4項の規定による伝統的工芸品の指定又は県要綱第5の規定による県伝統的工芸品の指定を受けている、かつ組合等の構成員である当該産地の法人及び個人をいう。
- (3) 工房体験 県内の製造業者の工房において行う就労体験をいう。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、別表1に定める基準に適合し、工房体験を行う者とする。

### (補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる期間及び事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表2に定めるとおりとする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、次の表のとおりとする。

項 目	内 容	補助率
ア 交通費	居住地と体験を行う製造業者工房とを往復するために必要な交通機関の使用に要した経費（工房体験の実施に宿泊を要するときは、その宿泊先を経由するための経費を含む。）	事業に要する経費の10分の10
イ 宿泊費	工房体験の実施期間（当該期間の初日の前日を含む。）に、体験を行う工房等の近傍において滞在するために要した経費（ただし、食費を除く。）（その金額が1泊につき5,000円を超える場合は5,000円）	

2 補助金の額の上限は、30万円とする。

3 申請者は、同一年度中に限り、前項に規定する限度額に達するまで何回でも申請することができる。

### (交付の条件)

第6条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業終了後5年間、補助対象事業に関して県が行う調査に協力すること。

(2) 虚偽の申請があった場合は、交付決定の取消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあること。

(交付の申請)

第7条 規則第3条1項の規定による申請書は、伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業が開始される日の1週間前までに知事にこれを提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による交付の申請があったときには、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付の決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の決定の取消し)

第9条 知事は、前条の規定による交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。
- (2) 法令又は条例に違反する行為があったとき。
- (3) 補助対象事業の交付決定条件に適合しなくなったとき。
- (4) 補助対象者に公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為があると知事が認めるとき。

(計画変更の承認申請等)

第10条 第8条の規定による決定があった後に申請事項について変更があった場合の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)を提出して行うものとする。

- (1) 補助対象事業の計画を変更しようとするとき  
伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金 計画変更承認申請書(様式第2号)
- (2) 補助対象事業を中止しようとするとき  
伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金 中止承認申請書(様式第3号)

(申請の取下げ)

第11条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、当該補助金の交付決定を受けた日から14日以内に、伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金交付申請取下書(様式第4号)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条第1項に規定する事業報告は、伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の精算払い)

第13条 交付決定者が補助金の精算払いを受けようとするときは、伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金請求書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月28日から施行する。

別表1（第3条関係） 補助対象者基準

ア 対象者	工房体験を予定している、満20歳-50歳までの者
イ 条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 体験予定の製造業者の代表者の3親等以内の親族でないこと。</li> <li>(2) 県税に係る徴収金を滞納していないこと。</li> <li>(3) 不法行為、不正行為、公序良俗に反する行為、その他社会的信用を損なわせるような行為がないこと。</li> <li>(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団と密接な関係を有するものでないこと。</li> <li>(5) 国、県、市町村及びこれらの外郭団体が実施する類似の補助制度の給付対象となっていないこと。</li> </ul>

別表2（第4条関係） 補助対象事業

ア 補助金の交付対象期間	工房体験が開始される日（その前日を含む。）から当該開始日が属する年度の3月17日まで
イ 補助金の交付対象事業	<p>工房体験で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施期間は実働1日以上であること。</li> <li>(2) 1日の工房体験については、実働時間が6時間以上、2日以上、2日以上の工房体験については、1日の実働時間が4時間以上であること。（休憩時間については実働に含まないものとする。インターンツアー等に参加して行う体験の場合は、そのプログラムに従った行動はすべて実働時間に含めるものとする。）</li> <li>(3) 労働関係法令を遵守して行われるものであること。</li> </ul>

様式第1号（第7条関係）

伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金交付申請書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
電話番号

下記のとおり体験を実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 体験先製造業者

ふりがな	
製造業者名	
所属組合等名称	
体験先住所	〒 ー

2 工房体験の目的

【添付書類】

様式第1号別紙1（体験申込書）、様式第1号別紙2（体験者経歴書）

(様式第1号別紙1)

## 工房体験申込書

### 1 申込者情報

ふりがな			
氏名			
学校名 (職場名)		学部・学科 (所属)	

### 2 工房体験を希望する理由 (該当の口を■にしてください)

<input type="checkbox"/>	長野県内伝統的工芸品産業への就業を本格的に考えており、事前に体験をしたい。
<input type="checkbox"/>	長野県内伝統的工芸品産業への就業に興味があり、その可能性を探りたい。
<input type="checkbox"/>	副業でものづくりへの従事を検討しており、伝統的工芸品産業も候補の一つであるため、その可能性について探りたい。
<input type="checkbox"/>	その他 ( )

### 3 工房体験の内容及び体験後の予定 (なるべく具体的に)

### 4 「おためし」期間中の長野県での滞在予定 (該当の口を■にしてください)

<input type="checkbox"/>	ほぼずっと長野県内に居住して体験をする予定 (ときどき本拠地に戻る)
<input type="checkbox"/>	週の半分程度長野県内に滞在して体験をする予定 (半分長野、半分東京等)
<input type="checkbox"/>	現在の居住地を基本として、ときどき (月6泊程度) 体験を行う予定
<input type="checkbox"/>	その他 ( )

### 5 工房体験期間中の滞在場所予定 (該当の口を■にしてください)

<input type="checkbox"/>	賃貸を利用
<input type="checkbox"/>	宿泊施設を利用
<input type="checkbox"/>	家族、親戚、友人宅等を利用



## 7 誓約事項

- (1) 本事業で補助対象とする経費について、国、県、市町村その他の公的機関等から同趣旨の補助金の交付を別途受けていないこと。
- (2) 事業終了後5年間、事業成果の報告及び事業に関する調査に協力すること。
- (3) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

## 8 個人情報の提供等に関する同意

- (1) 長野県が取得した個人情報について、伝統的工芸品の振興に関する施策検討のために使用すること。
- (2) 必要がある場合には、受入製造業者等に工房体験の内容等を確認すること。

上記7について誓約するとともに、8に掲げる行為を長野県が行うことについて同意します。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日 申請者（署名）

（※必ず本人が自署してください。）

## 工房体験者経歴書

### ●工房体験者情報

ふりがな 氏名		顔写真  スナップ写真や facebook 等の自己紹介写真でも構いませんが、顔がある程度大きく写っている写真としてください
生年月日	西暦 年 月 日 ( 歳)	
現住所	〒 -	
電話		
メール		

### ●長野県との繋がり (該当の□を■に変更)

- 長野県在住
- 長野県出身
- 長野県に滞在経験がある (学生、転勤等)
- 長野県に遊びに行ったことがある (□過去1~2回 □それ以上 □毎年必ず)

### ●主な経歴 \*学歴は高校卒業程度からで構いません。必要に応じて欄を増やしてください。

年/月	学歴・職歴	具体的内容

### ●現在の職種 (該当の□を■に変更してください。複数選択可能です。)

- 営業職  事務職  研究職  販売・サービス職  クリエイティブ職
- 学生  その他 ( )

### ●工房体験について (期待、希望など、ご自由に記載してください)

--

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
電話番号

伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金 計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助対象経費等見込み額（変更がある場合のみ記載）

上段：変更前

下段：変更後

① 交通費及び宿泊費の合計額	円
② 大学等から交通費や宿泊費として支給を受けた額	円
③ 補助金額の上限	300,000 円
④ 年度内に交付を受けた伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金	円
⑤ 交付申請額 (③-④-(①-②))が0以上の場合、①-② (③-④-(①-②))が0未満の場合、③-④	円

(1) 交通費（経路等）

日付	公共交通機関等の名称	出発地(駅名など)	到着地(駅名など)	金額(円)
月 日				
月 日				
月 日				
合 計				

※記載欄が不足する場合は、適宜追加してください。

(2) 宿泊費

日付	宿泊施設名	金額(円)
月 日～ 月 日		
月 日～ 月 日		
合 計		

※記載欄が不足する場合は、適宜追加してください。

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
電話番号

伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金 中止承認申請書

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金について、下記の理由により体験を中止したいので、伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

記

中止の理由

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
電話番号

伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金について、下記の理由から申請を取下げます。

記

取下げ理由

伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金 実績報告書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
氏 名  
電話番号

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金について、下記のとおり実績を報告します。

記

1 精算額

補 助 金 申 請 額	円
補 助 金 交 付 決 定 額	円
補 助 対 象 経 費 ①	円
大学等より補助を受けた額 ②	円
精 算 額 ① - ②	円
完了年月日（中止年月日）	年 月 日

## 2 補助対象経費内訳

### (1) 交通費（経路等）

日付	公共交通機関等の 名称	出発地（駅名など）	到着地（駅名など）	金額（円）
月 日				
月 日				
月 日				
合 計				

### (2) 宿泊費

日付	宿泊施設名	金額（円）
月 日～ 月 日		
月 日～ 月 日		
合 計		

#### 【添付書類】

- ・ 体験実施証明書（様式第 5 号別紙）（受入製造業者から証明を受けてください。）
- ・ 交通費及び宿泊費を支払ったことを証明できる書類など（任意用紙に貼付してください。）

(例) 切符を購入した際の領収書（原本）、降車時に無効印を押した切符、クレジットカードの明細、Suica 等 IC カード乗車券の利用履歴、宿泊費を支払った際の領収書（原本）、その他移動に要した費用及び移動経路がわかるもの。交通費の領収書等については、書類ごとに移動経路が分かるよう、経由した駅や乗車した列車名等を記入してください。

### 3 伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金実績報告

補助対象事業実績

※具体的な体験内容及び体験前と体験後の心情の変化等ふまえ感想を記載すること

### 3 工房体験先への就労希望（理由含む）

(様式第5号別紙)

工房体験参加証明書

工房体験者【体験者本人が記入】

氏名	
学校（職場）等の名称	
学部・学科（所属）等	

工房体験受入製造業者の証明

受入製造業者	製造業者の名称	
	所在地（住所）	
	事務担当者	氏名 連絡先電話番号 メールアドレス
実施した工房体験	実施場所	事業所名
		所在地
	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	実施内容	・ 1日6時間程度〇〇の工程の補助役として従事した。 等
体験者に対する交通費・宿泊費の支給 あり（ 費 円） ・ なし		
上記のとおり工房体験を実施したことを証します。 年 月 日 所在地 事業者名 代表者職・氏名 印		

事実確認のため、県から連絡をさせていただく場合がありますので、御了承ください。

伝統的工芸品産業就労体験者支援補助金請求書

年 月 日

長野県知事 様

住 所  
名 称  
代表者

令和 年 月 日付け長野県達 第 号で額の確定のあった 標記補助金を、下記のとおり交付してください。

記

1 交付請求額 円

2 振込先口座

必ず請求者（申請者）本人名義の口座を記入してください。

金融機関名			
本支店名	預金種別（いずれかに○）	普通 ・ 当座	
(フリガナ)			
口座名義			
口座番号			

※補助金の確定額は、交付申請額と異なる場合があります。